



平成 23 年 2 月 25 日

自動車交通局

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正に係る意見募集について

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。今般、電気装置について更なる安全性の向上を図るため、新たに「電磁両立性に係る協定規則」を採用することとしております。

また、日本国内の交通事故実態で歩行者が関与する事故の割合が増加していることに伴い、現在、自動車が歩行者に衝突した場合の歩行者頭部の保護基準に加えて、歩行者脚部についても保護する基準を導入することとしております。

その他、「年少者用補助乗車装置取付装置に係る基準」及び「旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車に係る基準」等を改正することとします。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」等の一部を改正することを検討しています。

これらの改正により、交通事故被害軽減や自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られます。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対するご意見を別紙意見公募要領のとおり募集します。

問い合わせ先

自動車交通局技術安全部 技術企画課：山田、大野、平川
審査課：富岡

電話 03-5253-8111

技術企画課：内線 42253、42255

審査課：内線 42324

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

(別紙の事項)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 へて
ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 へて
郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 へて
電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成23年2月25日から平成23年3月27日まで(※必着)

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)